

三重県建設工事随意契約指針

三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事の随意契約の締結については、地方自治法、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）及び三重県会計規則に規定されているところであるが、これらの運用については次のとおり取り扱うものとする。

第1 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

（施行令第167条の2第1項第2号）

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
 - 1) 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - 2) 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - 3) 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - 4) ガス事業法等法令の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - 1) 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - 2) 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

第2 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

（施行令第167条の2第1項第5号）

- 1) 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- 2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- 3) 災害の未然防止のための応急工事

第3 競争入札に付することが不利と認められるとき。

（施行令第167条の2第1項第6号）

- (1) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合に、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - 1) 前工事と後工事とが一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

- 2) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（但し、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (2) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する個所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合
- 1) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯個所での工事
 - 2) 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

第4 著しく有利な価格で契約を締結することができる見込があるとき。

(施行令第167条の2第1項第7号)

特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

第5 落札者が契約を締結しないとき。

(施行令第167条の2第1項第9号)

競争入札において落札したにもかかわらず、契約を辞退するなど、落札者が契約の締結に応じない場合には、当該入札の参加者（入札を辞退した者及び失格した者を除く。）すべてに、落札金額の範囲内で随意契約を行う意志を確認し、二者以上の者から見積書を提出させたいうえで、最低の価格を持って提出した者と随意契約を締結することができることとする。

この場合、最低制限価格を設定した工事等については、制限価格未満の見積もり者は失格とし、また、三重県低入札価格調査実施要領の適用工事で基準価格を下回った見積もりがあった場合は、同要領の取り扱いに準じて調査を実施したうえで契約の相手方を決定することとする。

- 附 則 この指針は平成5年4月1日から施行する。
- 附 則 この指針は平成10年4月1日から施行する。
- 附 則 1 この指針は平成19年4月1日から施行する。
- 2 「契約辞退に伴う随意契約の取扱いについて」
 (平成16年7月27日付県土第03-90号)は廃止する。